

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する事務処理要領について（概要）

（平成27年6月9日 鹿交企第97号）

本通達は、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習」に関する内容について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 総則
- 危険行為登録の具体的取扱い
- 受講命令の具体的取扱い
- その他

等である。